

株な域に即都合の良し株に出る。斯様なる方であり、彼等有利であるが我々劣る階級には域に不利である。亦都市美觀は市民の共有物である。如くであるか我々には何等の利害干渉なく彼等がブルジョア共有物である。現存の社会では彼等の主義の存続する限り我々劣る階級に何等の得るがなない。故に我々が三井玉の支配の下にある芝浦製作所の今々の状態に噴血と云ふを得ないのがある。

我々は何れも玉の、只堅い握りの下に一系は下直まきり何もかも無のなる云々……

學政策七五二號

昭和五年三月十二日

警視總監 丸山 鶴吉

5. 2. 17
 年 10/18

内務大臣 安達謙藏殿
 社會 局長 友殿
 各 廳 長 友殿

芝浦製作所東京工場労働争議ニ関スル件 筆頭

芝浦製作所東京工場労働争議ニ関スル件 筆頭

1. 芝浦製作所東京工場労働争議ニ関スル件

2. 芝浦製作所東京工場労働争議ニ関スル件

3. 芝浦製作所東京工場労働争議ニ関スル件

4. 芝浦製作所東京工場労働争議ニ関スル件